

## 看護師利用規約

### 第1条（総則）

本利用規約（以下「本規約」）は、ケアミックス株式会社（以下「当社」）が提供する「日本ツアーナースセンター」に関し、看護師としての登録及び本サービスの提供条件等を定めます。当社は、「日本ツアーナースセンター」において、旅行、結婚式、墓参り、出張、移動、通院、合宿、研修等のツアー（以下「各種ツアー」）に参加する個人又はこれらを主催する主催者・旅行代理店等（以下、合わせて「依頼主」）から委託を受け、看護師・准看護師等の資格を有する者（以下「看護師等」）であって当社が登録を認めた登録者（以下「登録看護師」）を各種ツアーに出動させ、名称の如何を問わず各種ツアーに参加した者（以下「ツアー参加者」）に対する一般的な体調管理、環境整備、生活援助等（以下合わせて「生活援助」）並びにけがや体調不良等、容態が急変したツアー参加者及び療養上の世話又は診療の補助が必要な傷病者若しくはじよく婦（以下、合わせて「傷病者」）に対する応急手当・ファーストエイド（以下「応急手当」）又は療養上の世話・診療の補助（以下、単に「診療補助」）（以下、応急手当と診療補助を合わせて「各種手当」）を行うサービス（以下「本サービス」）を提供します。

### 第2条（本規約の目的等）

- 1 本規約は、登録看護師への登録希望者（以下「登録看護師希望者」）の当社に対する登録手続を適正・円滑に行い、また、登録看護師と当社とが依頼主に対して本サービスを適正・円滑に提供するための規約であり、登録看護師又は登録看護師希望者と当社との間の本サービス利用に関わる一切の権利義務関係に適用されます。
- 2 登録看護師及び登録看護師希望者は、本サービスのWEBサイト[<https://www.japan-toursnurse.com/>]（以下「当サイト」）で本規約を閲覧でき、登録看護師希望者は、当サイト内の登録看護師希望者申請フォームにおいて、本規約に同意した上で、看護師登録の申込みを行ったものとします。
- 3 前項の申込後に実施される面接等（本規約第13条〔登録看護師希望者の登録方法〕参照）の結果、当社が登録を認めた場合、登録看護師希望者は、当サイト内の看護師登録ページにおいて自ら登録を行うものとし、登録を行った日付をもって、当該登録時点の本規約の内容に改めて同意し、当社との間で本サービスに係る業務委託契約を締結したものとします。また、登録看護師は、本規約第17条（ツアー情報の通知と応募、抽選等）で定めるツアー情報に応募する都度、当該応募時点の本規約の内容に同意したものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合に本規約を変更できるものとします。当社が本規約を変更した場合、当サイトに掲載又は登録看護師に電子メールを送信する等当社が適切と認める適宜の方法で変更内容を周知します。登録看護師が、本規約変更日の翌日から起算して14日（暦日）以内に当社に対し異議を申し出ない場合、変更後の規約内容を承諾したものとみなし、以後、変更後の本規約が適用されるものとします。
- 5 本規約の内容と、本サービスに関する本規約外の説明等とが異なる場合には、本規約の内容が優先して適用されるものとします。また、登録看護師又は登録看護師希望者と当社との間で個別の合意（合意書、覚書等名称の如何を問いません。以下「個別契約」）が存在する場合において、個別契約の内容と本規約の内容とが異なる場合においても、本規約が優先して適用されるものとします。

### 第3条（本サービスの提供原則）

当社及び登録看護師は、本サービスの提供に際して、医師法、保健師助産師看護師法（以下「保助看法」）、救急救命士法、その他関係法令及び倫理を厳守するものとします。また、登録看護師は、自らの有する専門的な知識及び技術、若しくは経験に基づいて本サービスを提供するとともに、自らの有する免許に伴う法的責任を正しく認識し、関係法令若しくは倫理を超え又は自己の免許で認められない行為を依頼主、ツアー参加者、要配慮者（身体・知的・精神・発達障害等、持病・基礎疾患・原疾患又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。以下同じ。）、傷病者等から求められた場合には、明確に拒否し、直ちに当社に連絡するものとします。なお、ツアー参加者の中に、依頼主が当社に対して事前報告した要配慮者以外の要配慮者が含まれ、又は、ツアー参加者がツアー中に要配慮者となった場合、登録看護師は、直ちに当社に対しその旨を報告し、その後の対応について当社と協議するものとします。

### 第4条（業務委託の確認）

本サービスに関して、当社と登録看護師とは、本規約に基づく業務委託契約を締結しており、両者間において労働基準法等に定める雇用関係はありません。したがって、登録看護師について、各種社会保険（労災・雇用・健康保険・厚生年金）の適用はありません。

### 第5条（本サービス提供上の遵守事項及び各種ツアー会場の使用）

- 1 登録看護師は、本サービスの提供に際し、ツアー参加者に対し看護師等であるとの客観的認識を得る目的、衛生上の理由等から、依頼主の希望に応じて、腕章・バックリボン・身分証（名前・資格名が記載されたもの）、白衣・医療ベスト等を着用します。
- 2 各種ツアーで使用する場所（宿泊施設、公共交通機関、以下「各種ツアー会場」）のトイレ、更衣室その他の設備の利用の可否について、登録看護師は、各種ツアー会場の管理規則等を遵守するものとします。各種ツアー会場において登録看護師の利用により生じた設備の破損等は、登録看護師の責任及び負担とし、登録看護師は、当社及び依頼主に対して一切の不利益を被らせないものとします。
- 3 依頼主が当社に対して本サービスの提供に必要な医療機器、医薬品、衛生品、装飾品（以下「救護セット」）、検温機器等の備品を依頼した場合、登録看護師は、当該備品の設置、撤去、当社が定める方法による当社への発送等の作業を行うものとし、当該作業に関する報酬は、本規約第19条（報酬の支払）に定める「日額報酬」に含まれるものとします。なお、上記発送の際の送料は当社が負担するものとします。

### 第6条（怪我及び事故等）

- 1 登録看護師は、各種ツアー会場への移動中若しくは各種ツアー会場からの移動中又は本サービス提供中に怪我又は事故等が発生した場合、理由の如何を問わず、自ら又は被扶養者として加入している健康保険・共済組合・船員保険・国民健康保険等（以下「公的医療保険」）、民間医療保険、自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険又は自動車共済等（以下「自動車保険」）を利用して自らの治療、被害者の治療、紛争処理等を行うものとし、当社及び依頼主に対して一切の不利益を被らせないものとします。

2 前項の定めについては、登録看護師が各種ツアー会場への移動中若しくは各種ツアー会場からの移動中又は本サービス提供中に感染症に感染した場合又はその疑いが生じた場合であっても同様とします。なお、この場合、登録看護師は、当社に対し、直ちに、感染症に感染したこと又はその疑いがあることを報告するものとします。また、当社は、依頼主から、ツアー参加者等が感染症に感染した事実の報告を受けた場合、登録看護師に対して速やかにその旨を報告するものとします。

#### 第7条（保助看法の業の再確認）

登録看護師と当社とは、保助看法第5条において『この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。』と規定され、また、同法第37条において『保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。』と規定されていることを十分に理解、確認した上で本サービスを提供するものとします。

#### 第8条（医療行為のについて）

登録看護師は、生活援助及び各種手当について、医業・医行為・医療行為（以下、単に「医療行為」）を行う場合は、医師又は歯科医師（以下、単に「医師」）の指示を受け、傷病者の病状の範囲及び診療補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められている指示書及び手順書（以下「指示書」）に従い行うものとします。なお、医療行為の内容及び範囲については、平成17年7月26日（医政発第0726005号）「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（以下「医政発第0726005号」）に準ずるものとします。なお、医政発第0726005号では、腋下外耳道体温測定、自動血圧測定、パルスオキシメータ装着、軽微な傷のガーゼ交換、軟膏塗布、湿布貼付、点眼、鼻腔噴霧、一包薬・舌下錠の内服、坐薬挿入、爪の手入れ、口腔刷掃・清拭、耳垢除去、ストマ装具の排泄物処理、自己導尿補助、市販浣腸器の浣腸は、原則として医療行為ではないとされていますが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には医療行為であるとされる場合もあること等から、登録看護師は、医政発第0726005号に準じ、当該行為を行うことが適切か否かを自ら判断するものとします。

#### 第9条（生活援助の定義と範囲）

本規約において、生活援助とは、一般的な体調管理、環境整備、食事の世話、清拭及び排泄の介助、生活指導等を意味します。

#### 第 10 条（応急手当の定義と範囲）

本規約において、応急手当とは、厚生労働省による「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」に定める「一次救命処置」及び「ファーストエイド」の範囲内のものであって、医師、看護師等、救急救命士等の特別な資格がなくても誰でも行うことができるもので、胸骨圧迫や人工呼吸による心肺蘇生と AED（自動体外式除細動器）を用いた電気ショック、異物で窒息をきたした傷病者への気道異物除去、熱中症への対応や出血に対する圧迫止血を含む一般的なけがや体調不良等に対して苦痛を和らげ、それ以上の悪化を防ぎ軽減させるために市民により行われる手当のことを意味します。

#### 第 11 条（応急手当による法的責任）

登録看護師は、応急手当について、刑法第 35 条（正当行為）、同法第 37 条（緊急避難）又は民法第 698 条（緊急事務管理）が適用される場合に登録看護師の法的責任が否定され得ること、並びに、当サイトの依頼主利用規約第 5 条のとおり応急手当に関する最終的な判断及び責任が依頼主に帰属することを予め理解し、承諾したものとします。なお、登録看護師が本規約第 3 条（本サービスの提供原則）又は前 3 条の範囲を超えた行為を行った場合における責任は専ら登録看護師に帰属し、当社及び依頼主は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 12 条（生活援助・応急手当による二次感染・被害の防止）

登録看護師は、生活援助・応急手当を行うに際して、感染症、PTSD 発症、ツアー参加者、傷病者による虐待、セクシャル・ハラスメント、暴力等の二次感染・被害の防止に努め、登録看護師自身の安全を第一優先とするものとします。

#### 第 13 条（登録看護師希望者の登録方法）

- 1 登録看護師希望者は、本規約に同意のうえ、当サイトの看護師登録希望申請ページにおいて必要事項を入力し、看護師登録を申し込むものとします。
- 2 前項の申込後、当社の担当者から登録看護師希望者に対して電子メール、電話等によって連絡をとり、対面又はテレビ電話等の適宜の方法で面接を実施いたします。なお、当該面接に関して発生した交通費、通信費等一切の費用は、登録看護師希望者の負担とします。
- 3 前項の面接後、当社において登録の可否を判断し、登録が可能と判断した場合に限り、当社は登録看護師希望者の看護師登録を承諾します。当社が登録を承諾しない場合、当社は、その理由を登録看護師希望者に対して説明、開示する義務を負いません。また、前 2 項の手続において当社が受領した全ての提出資料及びデータは、理由の如何を問わず登録看護師希望者へ返還せず、登録を承諾しない場合は当社において廃棄いたします。
- 4 登録看護師希望者は、その勤務先の就業規則等の諸規則、規程における副業・兼業に関する事項を確認の上、自己の責任で登録看護師への登録を申し込むものとし、登録申請に関して当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（登録看護師の承諾）

- 1 当社が、前条の規定により登録を承諾した場合、当社は、登録看護師希望者に対して、当サイト内の看護師登録ページの URL を、電子メールその他当社が適当と認める適宜の方法によって送付いたします。
- 2 登録看護師希望者は、看護師登録ページにおいて必要な項目を入力することによって登録します。登録看護師希望者が当該項目の入力を完了して「登録」をクリックした時点で、登録が完了したものとします。
- 3 第一項に定める送付の日の翌日から起算して 30 日（暦日）以内に登録が完了しない場合、登録看護師希望者が登録申請を破棄したものとみなし、当社は、登録に係る承諾を取り消し、登録看護師希望者を看護師として登録いたしません。この場合、当社は、登録看護師希望者から受領した全ての提出書類及びデータを直ちに破棄いたします。

#### 第 15 条（マイページのメールアドレス・パスワード及び登録情報の管理）

- 1 登録看護師は、本サービスに関連して、当社が当サイト内で提供するウェブサイト（以下「マイページ」）を利用することができます。登録看護師は、マイページにおいて、自らのメールアドレス、パスワード、名前、住所等の情報を登録し、これらの登録情報を用いて、各種ツアーへの応募やお知らせの閲覧等を行うことができます。これらの登録情報の内容に変更が生じた場合、登録看護師は、速やかに変更登録を行うものとします。
- 2 登録看護師は、パスワードが他人に知られることがないように自らの責任において管理し、その裁量においてパスワード変更等適宜の措置を講じるものとします。第三者によるパスワードの不正使用等により登録看護師に損害が生じた場合において、当該第三者が入力したメールアドレス及びパスワードがマイページの登録情報と一致することを当社が所定の方法により確認した場合、登録看護師によって入力されたものとみなし、パスワードの不正使用により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 16 条（登録看護師の費用等）

登録看護師は、本サービスに関して合理的に必要と認められる携帯電話料金、メール受信料、当サイトの閲覧に要する通信料、本規約第 18 条（各種報告等）で定める各種報告に必要な通信料金その他これらに類する一切の費用を自ら負担するものとし、当社に対して何らの請求もしないものとします。

#### 第 17 条（ツアー情報の通知と応募、抽選等）

- 1 当社は、依頼主から委託を受けた各種ツアーへの看護師等の出動について、登録看護師に対し、場所や日時、報酬等を含むツアーの情報（以下「ツアー情報」）を、当サイト経由又は電子メールその他当社が適当と認める適宜の方法により通知いたします。
- 2 登録看護師は、通知された各種ツアーについて、いつでも自由に応募又は応募しないことができます。応募の数が依頼主から委託を受けた看護師等の数を超えない場合、応募した登録看護師が対象となる各種ツアーに不適格であると認められる特段の事情がない限り、応募した登録看護師が当該ツアーに出動する看護師等となります。この場合、当社は、応募した登録看護師に対し、速やかに、当該ツアーに出動すべき旨を当サイト経由又は電子メールその他当社が適当と認める適宜の方法により通知いたします。

また、依頼主から委託された看護師数を超えた応募があった場合、当社にて抽選を行い又は当社の判断により、応募した登録看護師に対し、速やかに、抽選又は判断の結果を、当サイト経由又は電子メールその他当社が適当と認める適宜の方法により通知（以下「当選通知」）します。

3 前項に従って登録看護師が通知又は当選通知を受領したとしても、登録看護師は当該ツアーへの出勤を辞退することが可能です。登録看護師が、電子メール、電話又はマイページのいずれかの方法により、当社の通知又は当選通知に対して受託の最終意思を明らかにした場合、その時点で、登録看護師と当社との間で、当該ツアーに係る個別の業務委託契約が成立するものとします。

4 抽選が行われた場合において、当社が、当選通知後（当社の当選通知送信日時を基準とします）24時間以内又はツアー情報に記載された日時のいずれか早い時刻までに、登録看護師との間で辞退又は受託の最終意思確認をできない場合、当該登録看護師が当選を辞退したものとみなされます。この場合、当社は、当選の辞退について一切の責任を負わないものとします。また、当社は、登録看護師に対して、上記抽選結果の理由、当選した他の登録看護師に関する情報その他上記抽選に関する一切の事情を説明又は開示する義務を負いません。

#### 第18条（各種報告等）

1 登録看護師は、各種ツアーの出動日前に当社が送ったリマインドメールを確認したことについて、電子メールにて当社に報告するものとします。また、登録看護師は、当社に対し、登録看護師の出発、各種ツアー会場への到着、業務終了について、当社所定の方法で当社が求める事項を報告するものとします。なお、登録看護師の出発、各種ツアー会場への到着、業務終了の時刻は正確に報告するものとし、登録看護師の報告内容と依頼主からの情報に相違が生じた場合、延長時間分の報酬が登録看護師に対して支払われない又は延長時間分の報酬が減額される場合があります。

2 登録看護師の出発時の体調確認は、登録看護師が自ら所有する体温計により正確に測定、申告するものとし、その故意過失の有無にかかわらず、申告内容に虚偽、誤記又は隠蔽があり、これにより当社に損害が発生した場合、登録看護師は当社に対して損害賠償責任を負うこととします。

3 登録看護師は、依頼主が希望した場合、当社が相当と認める適宜の書式による誓約書を当社及び依頼主に提出するものとします。

4 登録看護師は、本サービスの提供終了後、当社に対し、当社所定の方法で、本サービスの提供に関する報告書（記録票、救護セット一覧表等、名称の如何を問いません。）に基づき、提供した本サービスの内容等を報告するものとします。

5 当社は、天災発生等の緊急時における必要最低限の指示を除き、登録看護師の本サービス提供中に、出退勤、休憩時間及び休憩場所、ツアー情報に記された時間の短縮又は延長、業務内容等の指示を含め、登録看護師に対する指揮命令を行わず、登録看護師の裁量と責任で業務を行うものとします。但し、当社は、依頼主から求められた場合、救護セット等の備品（以下「救護備品」）を登録看護師に支給するものとし、登録看護師は、当該救護備品を使用して業務にあたるものとします。

## 第 19 条（報酬の支払）

1 当社は、ツアー情報で定められた日額の報酬（以下「日額報酬」）について、源泉徴収を行い、交通費、その他諸経費を加えた上で、毎週日曜日締め翌水曜日（水曜日が祝祭日の場合は、翌営業日）に、登録看護師があらかじめ当社に届け出た銀行口座に振り込む方法によって、登録看護師に支払うものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。

2 当社が登録看護師に対して支払う報酬は、業務委託に基づく報酬であって、雇用契約に基づく給与ではないことから、当社は、登録看護師に対して源泉徴収票は発送いたしません。登録看護師のうち、過去に当社との間で本サービスに関する業務委託実績のある者に対しては、その希望により、当社が別途定める期日までに支払調書を郵送します。この場合の郵送料は、当社が負担するものとします。

## 第 20 条（キャンセル手当）

依頼主利用規約第 24 条の「キャンセル規定」に基づき、当該依頼主に対する本サービスの提供がキャンセルされた場合、本サービスが提供される予定であったツアーに係る個別の業務委託契約も当然にキャンセルされるものとします。この場合、当社は、当該ツアーに出動する予定であった登録看護師に対し、以下のとおりキャンセル手当をお支払いいたします。

- 開催日の 15 日以前のキャンセル・・・日額報酬の 0%（交通費除く）
- 開催日の 14 日前～8 日前のキャンセル・・・日額報酬の 30%（交通費除く）
- 開催日の 7 日前～当日のキャンセル・・・日額報酬の 60%（交通費除く）

## 第 21 条（本サービスの変更、追加、停止、廃止）

当社は、登録看護師の承諾を受けることなく、本サービスの内容を変更、追加、停止又は廃止できるものとします。この場合、当社は、本規約第 2 条（本規約の目的等）に基づき、当サイトに掲載する等当社が適切と認める適宜の方法で周知するものとします。

## 第 22 条（再委託及び直接取引の禁止）

1 登録看護師は、本サービスの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」）に再委託できないものとします。また、登録看護師は、体調不良等により本サービスの提供が困難な場合は、速やかに当社に報告するものとします。

2 登録看護師は、依頼主との間で直接の取引又は交渉等（以下「直接取引」）を行わないものとします。登録看護師と依頼主とが、当社を介さずに直接取引を行った又は行おうとした事実が発覚した場合、登録看護師は、違約金として、当社に対し、登録看護師が直接取引により依頼主から受領した又は受領する見込みであった金額の 2 倍の額を支払うものとします。

## 第 23 条（遅刻、欠勤、早退）

登録看護師は、各種ツアー会場への遅刻、欠勤又は早退が生じる可能性がある場合は、直ちに当社に対して電話その他最善の方法によって連絡するものとします。遅刻又は早退した時間に対する報酬は、公共交通機関の遅延を原因とする場合（この場合、登録看護師は、当該公共交通機関発行の遅延証明書その他これに類する書類を提出するものとします。）を除いて支払われません。

## 第 24 条（登録看護師の抹消）

1 登録看護師が次の各号の一に該当する場合又は天災事変、その他やむを得ない事由により本サービスの継続が不可能であると当社が判断した場合、当社は事前通知なく登録看護師の登録を抹消できるものとし、

- 登録看護師が希望した場合
- 本規約のいずれかに違反した場合
- 直接取引を行い又は行おうとした事実が発覚した場合
- 欠勤や遅刻、早退の多発、無断欠勤等、本サービスの提供に対して意欲が欠落していると判断したとき
- 理由の如何を問わず当選通知後の辞退が多発した場合
- 看護師等としての知識・技術、倫理が著しく低く、もしくは職務怠慢で本サービスの提供に適さないと判断したとき
- 看護師登録希望申請内容、提出書類及びデータ、その他登録情報に虚偽があることが判明したとき
- 天災事変、その他やむを得ない事由により、本サービスの継続が不可能なとき
- 刑法上の犯罪行為を行い、刑に処された場合
- 金品物品を無断で融通、持ち出しをし、又は行おうとした場合
- 各種ツアーで演説、ビラ配布、署名運動、勧誘等業務と無関係の行為を行った場合
- 故意に依頼主、各種ツアー、ツアー参加者、傷病者の機密事項を外部に漏らした場合
- その他登録看護師として不適切又は本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合

2 登録看護師は、登録が抹消された場合、本サービスに係るすべての権利を喪失し、当社は、これにより生じた登録看護師の損害について免責されるものとし、また、当社は、抹消の理由を登録看護師に説明、開示する義務を負わないものとし、

## 第 25 条（交通費の支払）

1 当社は、本規約第 19 条（報酬の支払）に定める日額報酬とは別に、登録看護師の自宅からツアー会場までの移動に係る交通費を実費で支払うものとし、当該交通費は、本規約第 19 条（報酬の支払）に定める方法により、日額報酬と合わせて支払うものとし、

2 登録看護師は、本規約第 18 条（各種報告等）に定める各種報告において、公共交通機関の利用に関する移動経路及び実際に支払った金額を申告するものとし、移動経路の出発点及び到着点は各地点最寄りの駅若しくはバス停とします。

3 登録看護師は、当社が事前に許可した場合に限り、タクシーを使用できるものとし、タクシーを使用した場合は、領収書の原本を当社の定める方法にて当社に提出するものとし、事前に当社が許可しない場合又は領収書を紛失した場合、当該タクシーの料金は、登録看護師の負担とし、当社は当該料金を支払わないものとし、

## 第 26 条（自家用車の利用について及び車両等を使用した場合の諸経費）

1 登録看護師は、当社が事前に許可をした場合に限り、自らが所有する自家用車等（自動車、原動機付自転車、自転車のみとする。以下「車両等」）を本サービスの提供に際して使用できるものとし、車両等を使用する場合には、道路交通法その他の交通関係法規及び本規約並びにその他の諸規則、人命尊重の精神等に従って安全運転を心がけ、当社 の 名 誉 ・ 信 用 を 傷 つ け る こ と の な い よ う 努 め な け れ ば な ら ない も の と し ま す 。 登 録 看 護 師 に よ る 事 故 等 や あ お り 運 転 ・ 妨 害 運 転 等 に よ り 、 当 社 が 損 害 を 被 っ た 場 合 に は 、 登 録 看 護 師 は 当 該 損 害 に つ き 損 害 賠 償 の 責 任 を 負 う も の と し ま す 。 ま た 、 車 両 等 は 、 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 若 し く は 任 意 の 自 動 車 保 険 又 は 自 動 車 共 済 等 （ 以 下 「 自 動 車 保 険 等 」 ） に 加 入 し て い る も の に 限 定 し ま す 。 登 録 看 護 師 は 、 疲 労 、 疾 病 、 飲 酒 そ の 他 の 事 由 に よ り 安 全 運 転 が で き な い お そ れ が あ る 場 合 、 車 両 等 を 運 転 し て は な ら ない も の と し ま す 。

2 登録看護師が、各種ツアー会場までの若しくは各種ツアー会場からの移動又は本サービスの提供中に交通事故を起こし、又は起こされた場合、登録看護師は、直ちに当社に対して書面にて報告するものとします。この場合、登録看護師の故意過失の有無にかかわらず、法令違反に対する罰金、科料については登録看護師の負担とし、また、登録看護師は、自ら又は被扶養者として加入している公的医療保険、民間医療保険、自動車保険等を利用し、自らの治療又は被害者の治療・紛争処理等を行うものとし、当社及び依頼主等に一切の不利益を被らせないものとします。

3 当社は、当社が事前に許可をした場合に限り、登録看護師が車両等を使用するために必要となったガソリン代、高速代、駐車場代その他の車両等関連の経費（以下「車両諸経費」）を、以下の定め及び本規約第 19 条（報酬の支払）に従ってお支払いします。なお、車両諸経費に上限はないものとします。

### ●ガソリン代

1 リットルあたり燃費を 10km とし、ガソリン代は 1 リットル 140 円、1km あたり 14 円とします。

具体的には、出発点から各種ツアー会場までの距離をパソコンやカーナビゲーションで算出し、往復の距離に対して 14 円を乗じることによってガソリン代を計算するものとします。

例) 移動距離片道 50km、往復 100km  $100\text{km} \times 14 \text{円} = 1,400 \text{円}$

### ●高速代

使用した高速道路、料金とします。

### ●駐車場代

各種ツアー会場の駐車場を無償にて使用できない場合は、近隣のコインパーキングの使用を認めますが、駐車時間に応じて料金に上限を定めている駐車場等の使用を求めることがあるほか、相当な金額を駐車場代の上限とすることがあります。



### 第 32 条（情報開示の承諾）

依頼主から委託を受けた各種ツアーに出動する登録看護師が決定した場合、当該登録看護師の名前、性別、看護師免許区分、携帯電話番号等を記載した「看護師決定通知書」を電子メールその他当社が適切と認める方法で送付することにより、当社が依頼主に対して当該情報を開示することについて、登録看護師はあらかじめ承諾するものとします。また、警察・消防等官公署、病院から請求を受けた場合、又は登録看護師、傷病者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要と当社が判断した場合、当社が登録看護師の個人情報を開示することを登録看護師は承諾するものとします。これらの情報開示に起因又は関連して発生した登録看護師の損害に対し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

### 第 33 条（個人情報の取扱い）

当社は、登録看護師及び登録看護師希望者の個人情報を、次の各号に定める目的の範囲内で利用するものとし、それ以外の目的では登録看護師及び登録看護師希望者の個人情報をみだりに第三者に提供、開示、預託いたしません。登録看護師又は登録看護師希望者の個人情報を以下の目的外で利用する必要が生じた場合には、あらかじめ電子メールその他当社が適切と認める方法にてその旨をご連絡し、当該登録看護師又は登録看護師希望者の同意を得るものとします。なお、当社と登録看護師とは雇用関係にならないため、当社が登録看護師のマイナンバーを利用することはなく、また、マイナンバーを収集することはありません。

- 次の各号に定める場合を除いて、本規約に記載している場合
- 受注管理、売上・報酬管理、救護備品管理、請求管理等事務処理
- 当サイトの改修、修正によりシステム開発会社、サーバ管理会社等に業務を委託する場合
- 法令の規定及び司法手続上必要な場合
- 新サービス等の告知等の案内メールマガジンの発行・配信
- その他、本サービスの運用に関する各種連絡

### 第 34 条（反社会的勢力に関する表明・保証）

登録看護師又は登録看護師希望者は、自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び反社会的勢力の排除に関する条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者として法令その他に定める者のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、並びに、自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為（以下「不当行為」）をしないこと、及び、将来にわたって不当行為をしないことを表明・保証するものとします。

### 第 35 条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とします。本サービス及び本規約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

制定：2021年04月20日

改定：2022年05月18日

改定：2023年12月25日